

月次総会議事録

令和5年（第10回）加古川市農業委員会月次総会
令和5年10月24日（火）

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1	堀江 保充	2	都倉 正	3	井相田 つや子
4	道清 真有子	5	東田 富能	6	馬田 禧紹
7	橋本 末弘	8	前田 祥道	9	藤原 正樹
10	都倉 澄子	11	岡本 善四郎	12	庄司 学
13	長井 義弘	14	柳 晴久	15	柿本 真千代
16	佐伯 眞究	17	久保田 四郎	18	丸山 良作

欠席委員

事務局

局長	桑山 隆	次長	宮武 滋
農地係長	池田 健司	主査	仲平 雅史
		主事	栗田 朱夏

農林水産課

農政係長	畑中 慎介	主事	河野 友博
		書記	猿木 真吾

現地調査（東地区）

10月18日（水） 午前9時00分から

馬田会長、井相田総務委員長代理、前田委員、橋本委員 事務局4名

現地調査（西地区）

10月18日（水） 午後1時10分から

馬田会長、井相田総務委員長代理、都倉正委員、柳委員 事務局3名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和5年第10回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 18名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、10番 都倉 澄子 委員、11番 岡本 善四郎 委員、両名よろしくお願いたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第94号を議題といたします。
議案第94号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧願います。
恐れ入りますが、議案の訂正をお願いいたします。議案書2ページ、議案番号5番につきましては、10月23日付で取下書の提出がありましたので、議案から削除願います。

この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 八幡町中西条■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

2 平荘町養老■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

3 上荘町小野■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さ

んへ。新設農家。

4 東神吉町天下原■■■■、■■■■平米 外2筆、計■■■■平米。
■■■■さんから、■■■■さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。また、3番については新設農家のため、聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料1ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、3番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。10月18日水曜日 午後3時40分より、馬田会長、井相田総務委員長代理、都倉正委員と私、事務局2名の合計6名で、議案第94号3番の譲受人である■■■■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

譲受人の■■■■さんは、アロマセラピーの店を経営されています。そのこともあって、店舗の敷地内や親しい方の農地を借りてハーブの栽培をされてきたそうです。申請地については、ご近所の方から、畑をしてきた方が亡くなり、農地を相続した所有者は地元に住んでいないため管理が行き届いておらず、せつかならここでハーブを作ってみてはどうかと勧めもあったため、申請に至ったと伺いました。

栽培を計画されているカモミールは大変強く、少しやせた土地の方が良くできるぐらいで、種まきの時期が多少ずれても気候に左右されることなく成長するそうです。ローゼルについては、暑く強い日差しの方がよくできるそうです。収穫したハーブ類については、香りの素を抽出して使用したり、ハーブティとして味わうほか、店舗でも販売できるよう販売手続きを済まされたと伺いました。また、ハーブ摘み取り体験をしていただけるようにできれば、とも話しておられました。

申請地の周囲は水稻を作付けされており、今までのハーブ栽培されてきた環境とは大きく異なります。また、よりよく栽培していくことと、そのための保全管理も課題となってくることをお伝えし、周辺で農業をされている方とコミュニケーションをとりながら、農地を活用して欲しいとお願いしました。

この農地については、活かし隊活動でも保全管理が疎かになっていることが問題となっていましたので、新しい方法で農地を活用いただけるようになることは嬉しいことです。今までと異なる環境でハーブ栽培することや、地

域と調和していくことは不安もおありのようでしたが、聞き取り調査の中で委員へ質問されるなど、農地を所有して活用していくことに夢膨らませておられるように感じました。少しずつ、楽しみながら、様々な手法で栽培に取り組み、地域の農業に馴染んでくださることに期待をしたいと思います。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第94号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第94号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第94号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第95号を議題といたします。

議案第95号の11件については、9月12日から10月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第96号を議題といたします。

議案第96号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書7ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第96号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 上荘町国包■■■■、■■■■平米。■■■■さん。露天賃貸資材置場用地。始末書添付。

この案件について、定例現地調査を実施しております。つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、

立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた東地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号8番 前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年10月18日、調査者は、馬田会長、井相田総務委員長代理、橋本委員と私、事務局4名の、合計8名で実施しました。

議案第96号の1番。申請の土地の位置は国包の中、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が道路、北が畑・宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、八代醜推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第96号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第96号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第96号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第97号を議題といたします。

議案第97号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

恐れ入りますが、議案書の修正がございます。7番 志方町山中の案件につきまして、始末書の提出がありましたので、備考欄に始末書添付と追記願います。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付

のこと。

- 1 神野町福留 []、[] 平米。[] さんから、[] へ。太陽光発電設備用地。地上権設定。
- 2 八幡町上西条 []、[] 平米。[] さんから、[] さん 外1名へ。進入路及び露天駐車場用地。始末書添付。
- 3 平荘町山角 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。農作業場兼露天駐車場用地。
- 4 東神吉町神吉 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。露天駐車場用地、使用貸借権設定。
- 5 東神吉町升田 []、[] 平米。[] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備用地。
- 6 東神吉町升田 []、[] 平米の内 [] 平米。[] さんから、株式会社 [] へ。工事車両通行用通路用地、一時転用、一部転用、使用貸借権設定。
- 7 志方町山中 []、[] 平米。[] さん 外1名から、[] さん 外1名へ。専用住宅用地、建築許可申請併願、始末書添付。
- 8 志方町横大路 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。貸露天駐車場用地。

議案書10ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

- 9 志方町横大路 []、[] 平米。[] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備用地、隣接農地同意なし、理由書添付。
- 全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。また、9番の案件については、隣接農地の所有者からの同意書が添付されていないため、聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料4～6ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長

現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年10月18日、調査者は、馬田会長、井相田総務委員長代理、前田委員と私、事務局4名の、合計8名で実施しました。

議案第97号の1番。申請の土地の位置は福留の北、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が道路、西が田、南が水路・道路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、大形推進委員でした。

次に、議案第97号の2番。申請の土地の位置は上西条の中、現況は休耕田、一部雑種地。申請地の周囲は、東が畑、西が畑・宅地、南が宅地、北が水路・道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、八代醍推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番から9番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号2番 都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年10月18日、調査者は、馬田会長、井相田総務委員長代理、柳委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第97号の3番。申請の土地の位置は山角の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路・道路、西が宅地、南が道路、北が水路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、道清委員、都倉澄子委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

次に、議案第97号の4番。申請の土地の位置は神吉の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が宅地、南が水路・道路、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第97号の5番及び6番。申請の土地の位置は升田の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が雑種地、西が畑、南が田・道路、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上3件、地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第97号の7番。申請の土地の位置は山中の南、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が放棄田、西が宅地、南が道路、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

次に、議案第97号の8番。申請の土地の位置は横大路の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路・道路、西が宅地、南が休耕田、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、東田委員でした。

次に、議案第97号の9番。申請の土地の位置は横大路の中、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が田・宅地、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、9番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。議案第97号の9番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、理由書が提出されている件について、10月18日水曜日に、馬田会長、井相田総務委員長代理と私、事務局3名の合計6名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

まず、同意をされなかった隣接農地所有者については、聞き取り調査への出席依頼をしましたが、出席はありませんでした。

続いて転用事業者である株式会社 [] から委任を受けた株式会社 [] 社員の [] さんと申請代理人の石井行政書士から聞き取り調査を行いました。隣接農地所有者は、すでに亡くなられておるようで、登記住所に伺ってもどなたかお住まいだと思われそうですが、対応してもらえなかったそうです。そこで周辺で聞き取りをすると、道を挟んだところにご兄弟がお住まいだったので話をすることができ、事業内容を説明しました。しかしその方は、太陽光でもキレイに管理してもらえらいいが将来的にどうなるかわからない、同意するには承諾料を持ってくるものではないか。と言われ同意を得ることができなかったそうです。

そこで農地転用することによる周辺農地への影響を確認したところ、隣接農地については現在耕作してないので影響ないと思われる、とのことでしたが、越田になっているのであれば、水の問題が出てくるので営農再開する際に影響がでるのではないかと確認しました。すると境界から1メートル離してフェンスを設置しているため何かあっても対応できるとのことでしたので、隣接農地の方が農業を再開する際には対応する。という書面を提出してもらうことにしました。

聞き取り調査の結果、隣接農地所有者の理解は得られていませんが、周辺の農業へ著しい支障があるとまでは言えないと考えます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局、補足説明をお願いします。

事務局 失礼します。10月19日に聞き取り調査に出席しました [] さんより、対応文書について聞き取り調査時には説明できなかったが、公図には載っていない南側への水路があるので水の問題はないと思われる。対応文書の提出は必要か。との連絡がありました。

事務局確認のため資料の提出を求めたところ、10月20日に資料の提出があり、事務局で内容を確認した結果、南側への水路があることを確認しましたので、対応文書の替わりとしました。以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明、現地調査並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第97号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第97号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第97号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第98号を議題といたします。

議案第98号の2件については、9月12日から10月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第99号を議題といたします。

議案第99号の20件については、9月12日から10月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第100号を議題といたします。

議案第100号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書18ページをご覧ください。

この議案は、市街化区域内の農地転用届出にあたり、進入路の土地所有者の通行同意書が添付されておらず、専決処理を行わないものとして列記した、加古川市農業委員会 農地法事務に関する専決処理規程第2条各号に該当するため、委員会に上程したものです。

それでは、議案を朗読します。

議案第100号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出にかかる受理のこと。

1 尾上町池田■■■■、■■■■平米。■■■■さん。住宅用地。進入路通行同意なし、理由書添付、始末書添付。

なお、この案件につきましては、定例現地調査及び聞き取り調査を実施しています。また、届出内容につきましては、事務局において書面審査を実施し、農地法施行規則に規定する諸要件を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた東地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号8番 前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和

5年10月18日、調査者は、馬田会長、井相田総務委員長代理、橋本委員と私、事務局4名の、合計8名で実施しました。

議案第100号の1番。申請の土地の位置は池田の西、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、一部雑種地、南が宅地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、久保田委員、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、1番の案件について、進入路土地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。10月18日水曜日 午前11時から、農業委員室にて馬田会長、井相田総務委員長代理、私、そして事務局3名の合計6名により聞き取り調査を実施しましたので、概要について報告します。

はじめに、進入路所有者である共有者3名の聞き取りを予定しておりましたが、ご出席がありませんでした。

次に、転用届出者である■■■■さんから委任を受けた、■■■■の■■■■さんに聞き取り調査を行いました。■■■■さんは、いまずぐ土地を動かすというわけではなく、届出地と隣接地をまたぐ形で隣接地所有者の住宅が建っており、いずれは隣接地所有者への売却等を考えているとのことで、そのために地目変更をしたいというのが今回の目的であるということの説明がありました。

進入路所有者からの同意書がないことについては、何か建築されるとなった時には、進入路の所有者の同意が必要になることを説明したとのことです。

また、届出地には現在雑草がかなり繁茂しているので、農業委員会からは草を刈るなどの管理をするように指示し、聞き取りを終了しました。

聞き取り調査、及び、現地調査の結果から、周辺農地への農業上の著しい支障はないと思われます。以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第100号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第100号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第100号について、農地転用届出を受理する

ことに決定いたします。

議長 次に、議案第101号を議題といたします。
議案第101号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書19ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第101号 非農地証明願承認のこと。

1 志方町原■■■■、■■■平米。■■■■さん、昭和52年12月頃。

この案件について、定例現地調査を実施しております。つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年10月18日、調査者は、馬田会長、井相田総務委員長代理、都倉正委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第101号の1番。申請の土地の位置は原の東。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第101号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第101号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第101号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第102号を議題といたします。
議案第102号の1件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第103号を議題といたします。
議案第103号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の河野と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第103号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書22ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数、3戸。農地の中間的受け皿となる者、公益社団法人 ひょうご農林機構。貸し手に当たります、利用権を設定する者の数、3戸。筆数、3筆、面積、3,772平米です。

続きまして、23ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書24ページの各筆明細をご高覧ください。

なお、こちらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料8ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第103号について、ご意見

を承ります。

佐伯委員 議席番号16番 佐伯です。中間管理機構の話がでており3,772平米とありますが、3件のうち1件は中間管理が入っていないのではないですか。

議長 農林水産課、いかがですか。

農林水産課 回答いたします。議案書22ページの面積、3,772平米と記載しております。こちらの面積については、このたび議案にあげさせていただいている3筆の合計面積となっておりますので、中間管理機構を通じた貸借と相對による貸借の合計した面積となっております。

佐伯委員 中間管理機構とか相對とか、そんな話はなかったと思うんですが。

農林水産課 各議案の詳細については、議案書24ページをご覧ください。今回の議案で貸借としてあがっている3筆をあげさせていただいていますが、右端から2列目、米印で農地の中間的受け皿となる者についてあり・なしと記載させていただいております。今回の議案につきましては、1番・2番については、中間的受け皿となる者ありと記載しておりますので、中間管理を通じた貸借をするものが2筆。3番の農地につきましては、なしと記載していますので、中間管理ではなく相對による利用権設定による設定で、それぞれ貸借を進めていきたいという申し出があったものとなっております。

議長 よろしいでしょうか。
ほかにご意見はございませんか。

意見なし

議長 他にご意見がないようですので、議案第103号について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第103号について、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第104号を議題といたします。

議案第104号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の猿木と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第5項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第104号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案26ページ及び審議参考資料の9ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。申請者の住所は、

。申請者は、株式会社様です。株式会社様は、平成30年11月1日に認定農業者の認定を受けておりましたが、このたび認定期間の更新のため、農業経営改善計画認定申請書の提出がありました。

続きまして、議案27ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状及び目標とする営農類型は、複合経営で、施設でレタス、ベビーリーフ、トマト、いちごを栽培しており、その他しいたけ等に取り組みます。主たる従事者1人当たりの年間所得につきましては、農林水産省の記載例に基づき、税引前当期純利益+法人の役員報酬を主たる従事者の人数で割った数で算出しています。

② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について。施設レタス、施設ベビーリーフ、施設トマト、施設いちご、しいたけ、その他の現状の作付面積、生産量、目標の作付面積、生産量は表のとおりとなっています。

続きまして、議案28ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。施設でレタス、ベビーリーフ、トマト等を水耕栽培していますが、生産量の確保が課題となっています。職員を増やし、作業体系を見直し、品質維持及び生産量増加を目指します。

④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。現状、法人としての経営分析が上手くいっていないため、税理士や専門機関の指導を受けながら経営分析を行い、労働生産性を上げます。また、自社店舗販売などを含めた販路拡大に取り組みます。栽培したいちごを使用したいちごのジェラート販売など、六次産業化も検討しています。

⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。職員を増やし、職場環境を整え、予防や水温調整のタイミングの把握等、職員間が密に連携し課題の早期発見及び対応を行います。

最後に、⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。現状では、設備投資及び人件費の増加に売上が追い付いていません。今後は

設備投資等の出費が落ち着くと見込んでいます。技術向上に向け勉強会を開催し、品質の向上と売上の増加を図ります。また、働き方改革のため、サマータイム制度の導入を行います。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号2番 都倉正です。 ██████████ 株式会社の農業経営改善計画について、10月18日水曜日 午後4時15分より、農業委員室にて、馬田会長、丸山農政委員長、井相田総務委員長代理、柳委員と私、農業委員会事務局職員3名、農林水産課職員2名の合計10名で、聞き取り調査を行いましたので、その概要について報告します。

██████████ 株式会社は、平成28年6月1日に設立された法人で、平成30年11月1日に施設野菜等の複合経営の営農類型で農業経営改善計画が認定されています。志方町や八幡町でビニールハウスにてレタス、ベビーリーフや水菜等の水耕栽培する計画の実施に加え、イチゴやキクラゲ等にも取り組んだと伺いました。さらに安定的で継続性のある農業経営をするため、いままでの栽培方法で品質、収量と収益が見込めるものについては引き続き作付けを行いながら、気候や農業を取り巻く様々な情勢にも耐えうるよう、農業環境を整えていくことを目標に掲げておられます。まずは職員を増やし、既存の設備の活用と整備を行っていくため、農業経営上の収入は一時的に伸び悩む期間があることも含め、栽培の効率と販売とのバランスもよい経営になっていくよう、栽培の品種を増やすことも検討されています。

農地や農業が可能な設備を持ち合わせていても、農業は儲からない仕事というイメージを持たれている方が多く、実際、肥料や燃料、資材の費用が高騰により経費のかかる事業となっています。近年、気候変動による影響が大きく、今年の夏は異様な暑さで作物が思うように育たず、働く環境としても厳しいものとなりました。法人としての農業は地域の農業と目的は異なりますが、今後農業に関わる人たちに魅力あるものと映るよう農業に取り組んでいきたいと話しておられました。

以上のような計画見直しにより、高品質の作物を生産することで売上が増加し、働き方を改善する農業経営改善計画となっており、その計画は適正なものだと判断します。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第104号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第104号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第104号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時23分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和5年10月24日

署名委員 (10番)

署名委員 (11番)